

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25(2013)年6月19日

【会社名】 日立化成株式会社(旧会社名 日立化成工業株式会社)

【英訳名】 Hitachi Chemical Company, Ltd.

(注)平成24(2012)年6月21日開催の第63回定時株主総会及び平成24(2012)年8月31日開催の第617回定時取締役会の決議により、平成25(2013)年1月1日付で、当社商号を「日立化成工業株式会社」から「日立化成株式会社」に変更した。なお、英訳名は変更していない。

【代表者の役職氏名】 執行役社長 田中 一行

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 菅 政之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

(平成25(2013)年1月1日付で、本店所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号を上記のように変更している。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

#### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

執行役社長である田中一行及び執行役である菅政之は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である2013年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠している。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社55社の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結財務諸表上の重要な項目(売上高、税引前純利益、総資産)を定め、これらの項目に占める金額の割合が高い連結子会社10社を抽出し、当社及び各社売上高の合算値が連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2を満たしていることを確認した上で、これら11社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高い、あるいは見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加している。

#### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2013年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

#### 4【付記事項】

該当事項なし

#### 5【特記事項】

該当事項なし

以上